

市主催イベント等への対応について

市主催のイベント、行事、事業については、国や埼玉県が示した対処方針に準拠し、「新しい生活様式」の定着等を前提として、一定の移行期間（7月31日まで）を設け、イベント等の開催基準を段階的に緩和してまいります。

ただし、全国的又は広域的でかつ不特定多数の人の移動が見込まれるイベント等の開催については、7月31日までは中止とします。

なお、指定管理者、観光協会、スポーツ協会、自治会、PTA等の各種関係団体に対しても、市の方針と同様に对应していただくようお願いします。

《 イベント等の開催基準 》

期 間		要 件	
		屋 内	屋 外
6月18日(木)まで	参加人数	100人以下	200人以下
	収容率等	50%以下	十分な間隔(できるだけ2m)
7月9日(木)まで	参加人数	1,000人以下	1,000人以下
	収容率等	50%以下	十分な間隔(できるだけ2m)
7月31日(金)まで	参加人数	5,000人以下	5,000人以下
	収容率等	50%以下	十分な間隔(できるだけ2m)

※ 人数制限と収容率等どちらか小さい方を限度とする。(両方の条件を満たす必要があります。)

【留意事項】

- 1 徹底した感染防止策（入退場時の制限や誘導、待合場所等における密集の回避、手指の消毒、マスクの着用、室内の換気等）が実施されていることを前提とする。
- 2 イベントそのものがリスクの低い場所で行われたとしても、イベントの前後や休憩時間などの交流の場で感染拡大リスクを高める可能性があることを踏まえ、交流等を極力控えることを呼びかけるよう周知する。
- 3 参加人数に関わらずイベントの形態や場所によってリスクが異なることに十分留意すること。例えば、密閉された空間において大声での発声、歌唱や声援又は近接した距離での会話等が想定されるようなイベント、舞台上に多くの出演者が一度に登壇するイベント等に関しては、参加人数や収容率の目安に関わらず開催にあたってより慎重に検討するよう促す。
- 4 イベント等を開催する場合には、参加者の名簿を作成して連絡先等を把握しておくこと。
- 5 この開催基準については、新型コロナウイルス感染症を巡る状況に変化があった場合には、適宜、見直すこととします。